

事務連絡  
平成23年4月7日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人全国建設業協会  
事業部

**東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事に係る  
地域建設業経営強化融資制度の取り扱いについて**

平素は本会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび国土交通省では、東北地方太平洋沖地震等により工事目的物等に損害が発生した工事において、損害合計額のうち発注者負担分の金額（概算額を含む。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、当該発注者負担分の金額に係る元請建設企業の債権を担保として、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができることとし、関係者あてに通知しております。

つきましては、同制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴会会員に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上